

# 東日本大震災における雇用対策の現状と課題

中 川 秀 空

## 目 次

はじめに	V 新規学卒者の就職支援
I 震災後の雇用情勢	1 震災後の就職戦線の状況
II 失業給付の特例措置	2 就職戦線悪化への対応
III 雇用調整助成金の特例措置	3 新卒者就職実現プロジェクト奨励金
1 雇用調整助成金の仕組み	VI 非正規労働者の雇用維持
2 東日本大震災における特例措置	VII 「日本はひとつ」しごとプロジェクト
3 福島原発事故と雇用調整助成金	VIII 今後の雇用対策と課題
IV 被災者の就職支援	1 ミスマッチへの対応
1 雇用創出基金事業の活用	2 女性の就職難
2 特定求職者雇用開発助成金の拡充	3 中長期的な雇用対策
3 被災者の就労支援の強化	おわりに

## はじめに

東日本大震災では、平成23年3月12日、13日に失業給付の特例措置、3月17日に雇用調整助成金の特例措置、3月22日に新規学卒者の就職支援に関する主要経済団体等への要請、3月25日にハローワークにおける就職支援の強化など、震災直後から被災者の雇用維持や失業防止のための一連の対策が講じられてきた。また、政府の被災者生活支援特別対策本部に「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」が設けられ、4月5日に、当面の緊急総合対策として『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』フェーズ1が、また4月27日には平成23年度第1次補正予算および法律措置での対応を行う同フェーズ2が、10月にはフェーズ3が取りまとめられた。11月には本格復興策を盛り込んだ平成23年度第3次補正予算が成立し、12月には東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）が成立するなど、当面の緊急的な雇用対策から、中・長期的な雇用対策へと軸足を移す段階に入っている。

## I 震災後の雇用情勢

岩手県、宮城県、福島県の被災3県の就業者数は280.7万人である。このうち、津波被害の大きい臨海部の就業者数は、岩手県が13.1万人、宮城県が45.8万人、福島県が25.3万人、合計

で84.1万人となっていた<sup>(1)</sup>。これらのうちの多くの方が震災により職を失ったと見られる。日本総合研究所の試算<sup>(2)</sup>では、被災地における直接的影響として、被災により事業の再開のめどが立たない自営や事業主を含めれば、約14～20万人が職を失った可能性があるとしている<sup>(3)</sup>。

雇用保険のデータで見ると、震災から4か月経った平成23年7月10日までの雇用保険離職者票等の交付件数は、被災3県で13万6636件に上り、対前年同期比で2.0倍となっていた<sup>(4)</sup>。雇用保険受給資格決定件数は、4月に4万3944件（前年比213%）、5月に2万6324件（前年比215%）と増加したが、7月以降は前年並みに落ち着いている<sup>(5)</sup>。被災3県における雇用保険の受給者数は、ピークの6月には8万1179人に上り、対前年同期比で約2倍となっていた<sup>(6)</sup>。有効求人倍率の動きを見ると、被災3県では4月に大幅に下落した。その後増加に転じ、特に宮城県において回復が顕著であった。しかし、内陸部、沿岸部別にみると、仙台市や盛岡市などの内陸部では堅調に推移しているものの、沿岸部では回復の程度は限定的である<sup>(7)</sup>。

また、被災地への直接的な影響のみならず、震災による部品・部材のサプライチェーン（供給網）の中断や電力不足等を要因とする全国的な雇用への影響が懸念された。被災3県はいずれも農林漁業の従業者数の比率が高い地域であるが、電子部品、自動車部品など、サプライチェーンの一角をなす工場が存在する。サプライチェーンの寸断により、平成23年3月の鉱工業生産が前月比で15%近く下落するなど、全国の生産活動に大きな影響を与えた<sup>(8)</sup>。その修復の間に部品の調達先が海外企業に移ることも心配された<sup>(9)</sup>。その後、サプライチェーンの復旧は順調に進んだ<sup>(10)</sup>ものの、今後も電力不足が生産活動の制約要因となることが懸念される。電力不足の解消にめどが立たなければ、生産拠点の海外移転による雇用の喪失が増大しかねない<sup>(11)</sup>。

(1) 平成17年国勢調査による。『厚生労働省の提出資料』2011.3.28.（第1回被災者等就労支援・雇用創出推進会議配布資料）  
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017dr8-img/2r98520000017dw7.pdf>>

(2) 日本総合研究所「大震災の雇用への影響と対応策—45～65万人失職リスクへの対策パッケージ」『JRIレポート：東日本大震災 日本の復興・再生に向けて』2011.5.17.  
<<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/5491.pdf>>

(3) NHKが日本総合研究所に依頼して行った調査による試算では、平成24年1月7日時点で今なお仕事を失ったままの被災者が、被災地で推計12万人に上ると報道されている。「宮城・石巻 1100世帯の仮設住宅 半数が失業状態 NHK調査」『NHKニュース』2012.1.7.（日経テレコン21より）

(4) 『被災地の雇用情勢』2011.7.22.（第6回被災者等就労支援・雇用創出推進会議配布資料）  
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jvfc-att/2r9852000001jvjx.pdf>>

なお、平成23年3月12日から平成24年1月22日までの累計では、雇用保険離職者票等の交付件数は、被災3県で21万9163件に上り、対前年同期比で1.5倍となっている。厚生労働省『平成23年（2011年）東日本大震災の被害状況及び対応について（112報）』2012.1.25. <[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/jishin112.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/jishin112.pdf)>（アクセス日：2012.2.3.）

(5) 『被災地の雇用情勢』2011.10.25.（第8回被災者等就労支援・雇用創出推進会議配布資料）  
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001sfqh-att/2r9852000001sfua.pdf>>

(6) その後、徐々に減少し、11月においては6万4232人となっている。『被災地の雇用情勢』2012.1.20.（第9回被災者等就労支援・雇用創出推進会議配布資料）<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000020h2i-att/2r98520000020h6h.pdf>>

(7) 内閣府政策統括官室（経済財政分析担当）『日本経済2011—2012 —震災からの復興と対外面のリスク—』2011.12. pp.73-75. <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2011/1221nk/pdf/11-2-1-1.pdf>>

(8) 同上, p.64.

(9) 「特集 揺らぐ職 Part1 全国に広がる「雇用被災」」『週刊ダイヤモンド』2011.6.4, pp.29-30.

(10) 平成23年7月29日に発表された鉱工業生産指数（平成17年=100）は92.7となり、3か月連続で上昇し、生産は東日本大震災の影響からの回復をみせていた。経済産業省大臣官房調査統計グループ『生産・出荷・在庫指数速報 平成23年6月分』2011.7.29. <<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/result/pdf/press/h2a1006j.pdf>>

また、経済産業省の6月14日から7月1日までの調査では、被災した生産拠点の80%が震災前の生産水準に戻っている、または震災前を上回ると回答している。経済産業省『「東日本大震災後の産業実態緊急調査2」の結果の公表』2011.8.1. <<http://www.meti.go.jp/press/2011/08/20110801012/20110801012-1.pdf>>

10月18日に発表された経済産業省の7月～9月期の「地域経済産業調査」では、東日本大震災に伴うサプライチェーンの寸断がほぼ復旧したことで、全国10地域すべての景況判断を前四半期に比べて上方修正したと報道されている。「地域経済産業調査 全10地域で景況上方修正 7～9月期」『毎日新聞』2011.10.19, p.6.

## II 失業給付の特例措置

労働基準法（昭和22年法律第49号）では、使用者の責に帰すべき事由で休業する場合は、平均賃金の60%の休業手当を支払うことになっている。しかし、事業所が災害により被害を受けたことにより休業する場合は、使用者の責任ではないため休業手当の支払い義務はない。このため、災害による休業や一時離職のため賃金が支払われない労働者に、失業給付を支給する特例措置が設けられている。今回の災害においては、激甚災害の指定に伴う特例として、事業所が災害を受けたため休業するに至り、就労することができず、賃金も受けられない場合、実際に離職していなくても失業の認定を行い、雇用保険の基本手当を支給できる措置を実施している。また、災害救助法（昭和22年法律第118号）の指定に伴う特例として、災害救助法指定地域の事業所から一時的に離職せざるを得ない労働者の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている者であっても、雇用保険の基本手当を支給できる特例措置を実施している。

さらに、平成23年5月2日に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）で、雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例措置が取られた。これは、特定被災区域（東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた区域（東京都を除く）等）の事業所に雇用されていた労働者で、東日本大震災によりやむを得ず離職（休業、一時離職を含む）した者については就職が困難であることから、雇用保険の給付日数について、基本手当の支給終了後、現行の個別延長給付（原則60日分）に加えて、さらに60日分の個別延長給付を支給するものである。この特例措置により、例えば、所定給付日数が180日（35歳以上45歳未満、被保険者期間5年以上10年未満等）の失業者の場合、合計で300日までの受給が可能となった。5月2日に成立した第1次補正予算では、雇用保険の延長給付の拡充のための経費として、2941億円が計上された。

しかし、これらの特例措置によっても、10月中旬から支給終了となるケースが出始める。このため、厚生労働省は、平成23年10月1日から平成24年9月まで、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第25条（広域延長給付）の規定に基づき、震災被害が大きく、特に雇用情勢が厳しい被災3県の沿岸地域、原発の警戒区域・計画的避難区域の市町村に住む求職者に対して、雇用保険の給付日数を90日分延長する措置を実施した<sup>(12)</sup>。被災3県では、10月以降の半年間で失業手当の給付が切れるケースが3万人を超えると推計されていたが<sup>(13)</sup>、ひとまず危機は先送りされた。その後、就労意欲が低下するとの懸念もあって、これ以上の失業手当の延長措置<sup>(14)</sup>は行わず、11月21日に成立した第3次補正予算の雇用対策による就労支援に軸足を移すことに

(11) 日本総合研究所の試算では、夏に15%の電力制約が行われた場合、GDP水準は約1%押し下げられ、来年以降も夏場の電力不足の懸念が残る場合は、18万人の雇用が減少する可能性があるとされている。日本総合研究所 前掲注(2), p.3。また、日本エネルギー経済研究所は、現在停止中および今後定期点検入りする原子力発電所が再稼働しない場合、電力供給不足で2012年の夏期のGDPは5.6%減となり、失業者は5万人増加する。秋以降も経済活動低下の影響が続く場合は、失業者は2012年度末に20万人増加すると試算している。日本エネルギー経済研究所『短期エネルギー需給見通し』2011.7.28, p.4。  
(<http://eneken.ieej.or.jp/data/3992.pdf>)

(12) 厚生労働省職業安定局雇用保険課「被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域などで雇用保険の給付日数を再延長～10月1日以降、さらに90日分を延長～」2011.9.27 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001pgxa.html>)

(13) 「被災地3万人「危機」回避 失業手当再延長へ」『読売新聞』2011.9.17, p.3。

(14) 失業給付の延長には、マイナス面も指摘されている。地元の運送業や水産加工業でも、求人しても条件次第では人が集まらないケースもあり、失業給付の延長が要因と指摘されている。同上：「東日本大震災：水産加工が求人難 失業手当給付延長要因か 三陸海岸」『東京新聞』2011.9.7, 夕刊, p.8。

なった<sup>(15)</sup>。しかし、平成24年1月中旬から、失業手当が切れ始めており、雇用のミスマッチの解消など、効果的な就労対策が喫緊の課題となっている<sup>(16)</sup>。

### Ⅲ 雇用調整助成金の特例措置

#### 1 雇用調整助成金の仕組み

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当もしくは賃金等の一部を助成する制度である。雇用調整助成金は、雇用保険の適用事業主であって、「売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値が、その直前3か月または前年同期に比べ5%以上減少している」場合に受けられる<sup>(17)</sup>。休業においては、休業手当の3分の2が助成され<sup>(18)</sup>、支給限度日数は、原則として3年間で300日となっている。教育訓練については賃金相当額の3分の2が<sup>(19)</sup>、出向については、出向元で負担した賃金の3分の2が助成される。また、平成20年12月から当分の間の措置として、中小企業向けに助成内容を拡充した中小企業緊急雇用安定助成金が導入されている。支給要件は、雇用調整助成金と基本的に同じであるが、直近の決算等の経常損益が赤字であれば、売上高または生産量の減少が5%未満であっても対象となる。助成率も、それぞれ5分の4に拡大されている<sup>(20)</sup>。

#### 2 東日本大震災における特例措置

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む)は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合にも利用することができる<sup>(21)</sup>。例えば、交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができないなどにより事業活動が縮小した場合、設備が損壊し、部品の調達が困難で早期の修復が不可能なため生産量が減少した場合、風評被害により観光客が減少し、あるいは農産物の売上げが減少した場合などである。東日本大震災では、雇用の維持に取り組む事業主への迅速な支援のため、支給要件の緩和の特例措置が取られた。「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

(15) 「失業手当延長せず 被災地特例 政権が方針」『朝日新聞』2011.11.22, p.1.

(16) 平成24年1月12日、13日の両日で630人の失業手当が切れ、そのうち171人の就職先が決まっていなかった。雇用保険の加入期間が短い若年層ほど給付期間が短いため、最初に切れるのは若年層が多い。就職が決まっていない人が比較的少なかったのは、そのためとみられる。今後は再就職が厳しい中高年層における支給切れが増えるとみられている。「被災地再就職厳しい中高年 失業手当の支給切れ 今後増加」『朝日新聞』2012.1.21, p.7.

(17) 平成23年10月7日から、円高の進行に伴い雇用調整助成金を利用する場合、最近3か月の確認期間を1か月に短縮するとともに、最近1か月の事業活動が縮小する見込みでも雇用調整助成金を利用できる特例措置が設けられている。厚生労働省「円高の進行に伴い雇用調整助成金の支給要件を緩和します」2011.10.7.

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001qvft.html>

(18) 上限額があり、1人1日当たり7,505円となっている。また、従業員の解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、助成率は4分の3に上乗せされる。

(19) 教育訓練の場合、賃金相当額の3分の2に加えて、事業所内訓練については1人1日2,000円、事業所外訓練については1人1日4,000円が加算される。

(20) 上限額は雇用調整助成金の場合と同じである。従業員の解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、助成率は10分の9に上乗せされる。また、教育訓練の場合、事業所内訓練については1人1日3,000円、事業所外訓練については1人1日6,000円が加算される。

(21) 厚生労働省職業安定局長「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」2011.3.17.(職発0317第2号)

のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主」、「これらの災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主（被災地関連事業主）」、「被災地関連事業主と一定規模以上（総事業量の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主（2次下請等事業主）」について、最近3か月ではなく、最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月または前年同期と比べて5%以上減少していれば対象となる（平成23年6月16日までは、震災後1か月の生産量などが減少する見込みでも対象となった<sup>(22)</sup>）。また、特例の支給対象期間（1年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の助成を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しないものとした。例えば、震災前2年間で120日（1年目70日、2年目50日）の助成を受けていた場合、通常であれば180日分（300日-120日）のみであるが、特例期間については最大300日の休業が可能となった。また、特例終了後は、震災分をカウントしないため、250日（300日-50日）の休業が可能である。さらに、青森、岩手、宮城など被災9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、本来は事前に届け出る必要がある計画届の事後提出が認められることになった。第1次補正予算では、助成金の拡充のための経費として、7269億円が計上された<sup>(23)</sup>。

雇用調整助成金の申請件数は、震災後から平成23年6月23日までの時点で、岩手、宮城、福島県の被災3県の被災事業所延べ数で8,000件を超えた<sup>(24)</sup>。しかし、津波被害の甚大な沿岸部などでは解雇が増えており、雇用対策としては限界もあると報じられている。「制度を利用しつつ、今後の解雇の可能性を見極めている事業所もある」として、被災地での事業再建が遅れば解雇はさらに増えると思われる<sup>(25)</sup>。また、申請しても実際に助成金が支給されるのに数か月かかるという点も助成金の問題として挙げられている。この間の給与の支払いができないため、解雇に踏み切らざるを得ないケースがあり、助成金の早期の支給の必要性が指摘されている<sup>(26)</sup>。

### 3 福島原発事故と雇用調整助成金

当初、福島原子力発電所に係る「避難指示地域」（現在の「警戒区域」）及び「屋内退避指示地域」に所在する事業所が当該指示を理由として休業した場合は、経済上の理由には当たらないことから、雇用調整助成金の助成対象とはならないとされた。その後、平成23年4月22日に、「緊急時避難準備区域」（平成23年9月30日に解除）および「計画的避難区域」が設定されたことに伴い、「緊急時避難準備区域」においては、当該区域に所在する事業所であっても事業活動を継続できることから、雇用調整助成金の助成対象となった。一方、「計画的避難区域」については、概ね1か月を目処に計画的に避難することが求められる区域であることから、当該地域の事業所については、雇用調整助成金の助成対象とはならないとされた。また、以前に「屋内退避指示地域」であったが、「緊急時避難準備区域」および「計画的避難区域」のいずれにも指定されなかった地域の事業所については、雇用調整助成金の助成対象となった<sup>(27)</sup>。助成

<sup>(22)</sup> なお、福島第一原発周辺の事業主については7月21日まで延長する措置が取られた。

<sup>(23)</sup> 雇用調整助成金の拡充措置は評価されている。ただし、常態化すれば必要な産業構造転換を遅らせる副作用があることも指摘されている。日本総合研究所 前掲注(2), p.5

<sup>(24)</sup> 「東日本大震災 雇用調整助成金、被災3県申請8,000件超」『河北新報』2011.6.24, p.1.

<sup>(25)</sup> 同上

<sup>(26)</sup> 関満博「経済教室 サプライチェーン再構築の道 下 中小企業、交流で相互支援」『日本経済新聞』2011.6.23, p.29.

<sup>(27)</sup> 厚生労働省職業安定局雇用開発課長・雇用保険課長「福島原子力発電所の影響を踏まえた「雇用調整助成金」及び「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて」2011.4.22.(職開発0422第1号・職保発0422第1号)

金が活用できない地域は、原発事故に伴う損害賠償で対応すべきという考えである<sup>(28)</sup>。しかし、このような措置は、事業所の所在地域によって助成金制度の活用に差が生じ、不公平感が残ることや、損害賠償の対象として確定するまでの支援策として助成金の活用を検討すべき、との意見があることが指摘されている<sup>(29)</sup>。

雇用調整助成金の対象とならない区域でも、休業するに至り、賃金を受け取ることができない場合は、雇用保険の特例措置の対象となり、雇用保険の基本手当が受給可能である。そのため、厚生労働省は、助成金の代わりとして、雇用保険の特例措置の利用を求めた<sup>(30)</sup>。しかし、長年勤めた従業員でも、失業給付を受けると、それ以前の雇用保険の被保険者期間が無効になり、復職後に失業した場合に失業給付の給付日数が少なくなるおそれがある<sup>(31)</sup>。このため、「従業員の不利益になる」と敬遠する経営者もいると報道されている<sup>(32)</sup>。

#### IV 被災者の就職支援

厚生労働省では、被災地を含む全国のハローワークにおいて、震災特別相談窓口の設置、広域職業紹介の実施、避難所での出張相談の実施、合同求人面接会の実施など、被災者に対する就職支援を強化してきた。また、第1次補正予算では、雇用創出基金事業の拡充、特定求職者雇用開発助成金の拡充、震災による離職者への職業転換給付金の支給、ハローワークの窓口の強化、被災者の職業能力開発の推進等の経費が計上された。第3次補正予算でも、雇用創出基金事業が拡充されている。

##### 1 雇用創出基金事業の活用

雇用創出基金事業<sup>(33)</sup>は、地域の雇用情勢の厳しさから、離職した失業者等の雇用機会を創出する目的で、国の交付金を財源として各都道府県に基金を造成し、都道府県および市町村が基金を活用して雇用の場を創る事業である。失業者に短期の雇用・就業機会を創る緊急雇用創出事業、介護、医療、環境・エネルギー等の今後の成長が見込まれる分野の雇用創出や人材育成を行う重点分野雇用創造事業などが実施されている。

東日本大震災においては、これらの事業を活用して、被災者の雇用の場を緊急に確保することにした。第1次補正予算において、都道府県の重点分野雇用創造事業の基金を500億円積み増して、その対象分野に「震災対応分野」を追加し、同分野で実施する事業で被災者を雇用することとした（震災対応事業）。具体的には、避難所における子どもの一時預かりや高齢者の見守り、避難所や被災地域のパトロール、がれきや漂流物の仕分け・片づけ、高齢者宅の片づけ支援、被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽などである。都道府県または市町村の臨時職員として被災者を雇用し、あるいは企業、NPO等へ委託して被災者を雇用する。さらに、現行では「1年以内、更新不可」とされている雇用期間について、更新を可能とした。また、

(28) 「30キロ圏 休業助成なし 「なぜ除外」企業不満」『朝日新聞』2011.5.10, p.4.

(29) 山口秀樹「震災後の雇用確保等に向けた取組と今後の課題—雇用問題への対策及び労働災害等に係る対策—」『立法と調査』317号, 2011.6, p.108.

(30) 第177回国会参議院厚生労働委員会における森ゆうこ議員の質問に対する細川律夫厚生労働大臣の答弁。第177回国会参議院厚生労働委員会会議録第6号 平成23年4月19日 p.2.

(31) 山口 前掲注(29), p.109.

(32) 前掲注(28)

(33) リーマンショック後の不況対策として導入された。

緊急雇用創出事業についても、「震災対応分野」と同様の事業を実施することを可能とし、現行では「6か月以内、1回更新可」とされている雇用期間について、複数回の更新を可能とした。第3次補正予算では、重点分野雇用創造事業の基金の積み増しとして2000億円が計上され、震災対応事業が拡充された。すなわち、全国を対象として、震災および円高の影響による失業者の雇用の場を確保するため、都道府県、市町村による直接雇用または民間企業・NPO等への委託による雇用を創出する「震災等緊急雇用対応事業」を実施することとなった<sup>(34)</sup>。このような雇用創出基金事業による被災者の雇用確保で、全国で約4万4600人、被災3県においては3万2000人（岩手県1万人、宮城県1万1000人、福島県1万1000人）の雇用が計画されている<sup>(35)</sup>。なお、被災3県における採用実績は、平成24年1月16日現在で2万6298人である<sup>(36)</sup>。このような、「建設・復旧」事業に限定せず、被災者の多様なニーズに応えようとする対策は、キャッシュ・フォー・ワーク<sup>(37)</sup>の観点からも評価されている。ただ、これらによる雇用は一時的なものである。本格的な雇用には、農林水産業や製造業などの再建と、新たな産業作りが欠かせない。一過性でない中長期的な雇用対策が急がれるところである。

このような状況のなか、第3次補正予算で、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、国の交付金をもとに、被災3県等が雇入れに係る経費を助成する「事業復興型雇用創出事業」が創設されることとなった。さらに、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用などができ、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を創設することとした。これらの費用として、重点分野雇用創造事業の基金に1510億円が積み増しされている。

## 2 特定求職者雇用開発助成金の拡充

特定求職者雇用開発助成金は、高齢者、障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介で雇用する事業主に、賃金の一部を助成するものである。今回は、被災者雇用開発助成金という枠組みを新たに設け、対象労働者（被災離職者および被災地域に居住する求職者）を雇い入れた事業主に、短時間労働者であれば大企業30万円、中小企業60万円、それ以外の労働者であれば大企業50万円、中小企業90万円を支給することとし、第1次補正予算に63億円が計上された。また、第3次補正予算では、10人以上雇い入れる事業主に対して奨励金の上乗せを行うことになった。ただし、解雇と再雇用を繰り返す不正受給を防ぐため、再雇用は対象外となっている。このため、震災後、やむを得ずに解雇した元従業員の再雇用に活用できず、事業者や自治体から要件を緩和すべきとの意見が出ている<sup>(38)</sup>。被災者雇用開発助成金の支給決定件数は、平成23年12月までにおいて887件であった<sup>(39)</sup>。

<sup>(34)</sup> 厚生労働省『平成23年度厚生労働省第三次補正予算（案）の概要』

〈[http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/dl/h23\\_yosan\\_gaiyou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/dl/h23_yosan_gaiyou.pdf)〉

<sup>(35)</sup> 『「日本はひとつ」しごとプロジェクトの進捗状況』2012.1.20.（第9回被災者等就労支援・雇用創出推進会議配布資料2）

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000020h2i-att/2r98520000020h6n.pdf>〉

<sup>(36)</sup> 同上

<sup>(37)</sup> キャッシュ・フォー・ワーク（CFW）は、被災者が復旧・復興に必要な事業に従事し、その労働対価として現金を支給するものである。途上国の復興支援で活発に行われており、2010年のハイチ地震の被災地でも実績をあげた。「日本はひとつ」しごとプロジェクト」フェーズ1にCFWのアイデアが取り入れられ、土木工事だけでなく、避難所運営などの震災対応事業が加えられていることが評価されている。永松伸吾「キャッシュ・フォー・ワーク 復旧・復興に被災者を雇用し復興資金が還流する仕組みを」『エコノミスト』2011.5.10, pp.24-25.

<sup>(38)</sup> 「再雇用 助成の対象外 震災でいったん解雇 呼び戻したいが 業者・自治体、緩和訴え」『朝日新聞』2011.6.30, p.6.

### 3 被災者の就労支援の強化

被災者の就労支援対策として、第1次補正予算では146億円が計上された。その主なものとして、震災による離職者への職業転換給付がある。被災離職者や被災地域の求職者が求職活動や就職に伴う転居をする際に、広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）、移転費（交通費実費、移転料等）を支給する。また、ハローワークの強化として、「就職支援ナビゲーターを増員して、避難所出張相談による職業相談を行う」、「求人開拓推進員を増員して、社宅付き求人等の開拓を行う」、「被災地のハローワークに被災地以外から職員を派遣して、窓口の強化を図る」、「相談員を増員して、雇用保険や雇用調整助成金の円滑な支給などを図る」といった対策が取られている。そのほか被災地域の離職者等に対する、復旧に必要な建設機械の運転や電気設備等の建設関連分野の職業訓練の拡充措置が講じられている。また、第3次補正予算においても、急速な円高による雇用への影響も考慮して、職業訓練の拡充等の措置が取られ、156億円が計上された。これにより、民間教育訓練機関等を活用した公共職業訓練（委託訓練）および求職者支援訓練の訓練規模を拡充し、全国で4万人規模としている<sup>(40)</sup>。

## V 新規学卒者の就職支援

### 1 震災後の就職戦線の状況

震災後、内定を取り消されるケースも相次ぎ、また、採用選考の延期<sup>(41)</sup>など、新卒の就職戦線は相当厳しいものになると予想された。平成23年5月中旬に行われたハローワークによる全国の大学へのヒアリング調査では、前年同期に比べて求人数が減少している大学が44%を占め、増えたとの回答は17%にとどまった<sup>(42)</sup>。また、厚生労働省が7月8日に発表した来春の高校卒業予定者に係る求人状況<sup>(43)</sup>では、来春卒業予定の高校新卒者向けの求人数は全国平均で前年度比9%減少した。東北、関東での状況が悪く、特に福島県では、前年度比で41%の減少であった<sup>(44)</sup>。東日本大震災や節電対策の影響による景気動向の先行きの不透明さから採用計画の遅れている企業が目立ち、採用人数を削減するなど採用を控える企業も多かった<sup>(45)</sup>。

(39) 前掲注(35)

(40) 『「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3（第3段階） 関連施策の概要』2011.10.25, p.104.（第8回被災者等就労支援・雇用創出推進会議配布資料5）

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001sfqh-att/2r9852000001svl8.pdf>〉

(41) これまで4月に集中していた大手企業の採用活動が5～6月に伸びたことで、大学生の就職活動が例年以上に長期化していると報じられている。通常は大手企業が内定を出した後に、中小企業が採用活動を始めるが、その時期が逆転し、後から大手企業の内定を得た学生が中小企業を辞退したり、内定のない学生が大手から中小に目を向ける時期が遅れるなどの混乱が生じている。「東日本大震災 就活学生、苦戦 日程混乱、円高不況も就職率最悪の懸念」『毎日新聞』2011.9.19, p.1; 「来春卒業の大学生 秋の就職戦線に挑む」『日本経済新聞』2011.9.21, 夕刊, p.9.

(42) 厚生労働省「平成24年3月卒業予定者に係る求人の状況について」2011.7.8.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001i60l.html>〉

(43) 高校新卒者を対象とするハローワークへの求人申込みが開始される6月20日から24日までの5日間の求人申込み状況。この時期の求人状況は企業の採用姿勢を占う指標と言われている。「高卒求人 来春9%減 福島は41%落ち込む 震災や電力不足響く」『日本経済新聞』2011.7.9, p.4.

(44) 東北・関東では、青森が27.8%減、宮城が28.1%減、栃木が27.9%減、群馬が29.7%減と軒並み低下しているが、岩手のみが20.6%増と上昇していた。岩手の内陸部の製造業でやや求人が持ち直したことに加え、労働局や自治体が早くから求人開拓に動いた結果と報じられている。その後、全体的に状況は改善されたものの、7月末の時点において、東北の求人数は4.5%減となっていた。岩手・山形は増加したが、青森が12.0%減、宮城が9.0%減、福島が14.7%減などとなっていた。「福島 高卒求人41%減 全国は9% 電力不足が影響 来春」『東京新聞』2011.7.9, p.3; 厚生労働省『平成23年度「高校・中学新卒者の求人・就職状況」取りまとめ』2011.9.9.

(45) 厚生労働省 前掲注(42)



平成23年12月1日における平成24年の春に大学を卒業する全国の学生の内定率は71.9%で、前年同期比で3.1ポイント上回ったものの、過去2番目の厳しい状況である<sup>(46)</sup>。高校生の内定率は、11月末現在で、73.1%で、前年同期比2.5ポイントの増となっている。なかでは、宮城で前年同期比で15.9ポイント増加するなど、被災3県の改善が目立つ<sup>(47)</sup>。これは、高校が積極的に生徒を県外の企業説明会に引率したことや、企業も被災地向けの求人を増やしたことによると見られている<sup>(48)</sup>。

## 2 就職戦線悪化への対応

震災の影響による内定取消しや来春の卒業生の就職戦線の悪化の予想を受けて、平成23年3月22日に、厚生労働大臣・文部科学大臣連名で、「内定を得ている被災地の新卒者が可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定期日に入社できるよう最大限努力すること」、「被災地の新入社員の入社時期や、被災した大学生等からのエントリーシートの提出締切等について柔軟に対応すること」、「被災地の学生・生徒等を積極的に採用すること」等を主要経済団体に要請した。また、採用内定取消しなどを受けた学生・生徒を対象とした相談窓口（学生等震災特別相談窓口）を全国の新卒応援ハローワーク<sup>(49)</sup>に開設した。3月11日から8月31日の間に、震災の影響による内定取消しに関する事業主からのハローワークへの通知件数<sup>(50)</sup>は、全国で469人（岩手県89人、宮城県89人、福島県102人、東京都88人）であった。また、入職時期の繰下げは、全国で2,556人（岩手県248人、宮城県326人、福島県462人、東京都666人）となっていた<sup>(51)</sup>。

さらに平成23年7月8日には、厚生労働、文部科学、経済産業の3大臣連名で、主要経済団体および業界団体に対し、来春の新卒者の採用枠の拡大、海外留学やボランティアなどの多様な経験の評価等を内容とする要請書を送付している<sup>(52)</sup>。また、被災地における高校新卒者の就職環境の悪化を受けて、県外でも求人を確保するため、希望の多い東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県における求人開拓を集中的に行うこととし、7月29日には、経済団体等に、被災地の高校新卒者のために採用枠拡大の要請書を出した<sup>(53)</sup>。

## 3 新卒者就職実現プロジェクト奨励金

平成22年9月から、平成23年度までの時限措置として、新卒者就職実現プロジェクト事業が実施されている。同事業では、大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人をハローワークに提出し、既卒者を正規雇用した事業主に対する「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」、および卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期で雇用（ト

(46) 厚生労働省「平成23年度「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」2012.1.17.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000205zo.html>〉

(47) 厚生労働省「平成23年度「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」取りまとめ」2012.1.17.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000205ow.html>〉

(48) 「高校生内定率58.6% 前年度比1.5ポイント増 8万人就職先未定」『読売新聞』2011.12.17, p.37.

(49) 就職活動中の学生・既卒者の専門のハローワークとして、平成22年9月から全都道府県に開設され、56か所が設置されている。

(50) 事業主が内定の取消し・入職時期の繰下げを行う場合は、公共職業安定所（ハローワーク）に報告する必要がある。

(51) 前掲注(35)

(52) 「新規学校卒業生等の採用拡大や採用選考における多様な経験の評価等に関する要請書」2011.7.8.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001i5tc-att/2r9852000001i5w8.pdf>〉

(53) 厚生労働省「被災地の高校生のための求人開拓に取り組みます～厚生労働大臣より4労働局長へ緊急指示～」2011.7.29.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001klq2-att/2r9852000001klrs.pdf>〉

ライアル雇用)し、その後に正規雇用へ移行させる事業主に対する「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」の2種類が設けられている。今回の震災では、支給額の拡充等を行う特例措置が取られた。すなわち、3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金においては、被災地に居住する大学等を卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、正規雇用した事業主に対し、支給額を100万円から120万円に増額した。また、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金については、被災地に居住する卒業後3年以内の既卒者をトライアル雇用し、正規雇用に移行させた事業主に対して、正規雇用後の支給額を50万円から60万円に増額している。特例開始の4月6日から10月31日までの実施状況は、3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金の求人数が5,838人、雇用開始者数が195人、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の求人数が2万2,545人、雇用開始者数が1,065人となっている<sup>(54)</sup>。

## VI 非正規労働者の雇用維持

震災後、非正規労働者が自宅待機を命じられたり、契約を打ち切られるケースが相次いだ。震災や電力不足等を要因とする急激な事業変動の影響をもっとも受けやすいのは、非正規労働者である。このため、厚生労働省では、平成23年3月28日に、「現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続すること」、「休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当の支払いに努めること」、「労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業場所の確保に努めること」等について、人材派遣関係団体や主要経済団体に要請した<sup>(55)</sup>。また、3月30日には、「有期契約労働者およびパートタイム労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をすること」、「やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなどして、休業についての手当の支払いに努めること」を使用者団体に要請している<sup>(56)</sup>。

## VII 「日本はひとつ」しごとプロジェクト

平成23年3月下旬に、被災者の就労支援、雇用創出を促進するため、各省庁を横断して総合的な対策を策定し、強力な推進を図る目的で「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」が設置され、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』がスタートし、4月5日に第1段階(フェーズ1)が取りまとめられた。フェーズ1では、当面の緊急総合対策として、①復旧事業等による確実な雇用創出(重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充等)、②被災した方々と仕事とのマッチング体制の構築(「日本はひとつ」しごと協議会<sup>(57)</sup>の設立、ハローワーク機能の拡大等)、③被災した方々の雇用の維持確保(雇用調整助成金の拡充等)を図っていくこととした<sup>(58)</sup>。

<sup>(54)</sup> 厚生労働省 前掲注(4)

<sup>(55)</sup> 厚生労働省「東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者への配慮について要請しました」2011.3.28。  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016av1-img/2r98520000016awi.pdf>)

<sup>(56)</sup> 厚生労働省「平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた有期契約労働者及びパートタイム労働者への配慮に関する要請書」2011.3.30。( <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017a7y-att/2r98520000017a9o.pdf> )

<sup>(57)</sup> 被災者の生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図るため、都道府県労働局を事務局にして、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する協議会。自治体や農協、漁協、商工会議所などの関係団体と連携して、復旧事業等の情報を共有し、こうした事業に必要な求人情報をハローワークに集約し、仕事とのマッチングを推進することを目的とする。平成23年4月28日までにすべての都道府県で設置済みである。

4月27日には第1次補正予算が国会に提出されたことを受けて、第2段階（フェーズ2）が取りまとめられた。フェーズ1では約4.4万人の雇用予定や求人が確保されたが、フェーズ2では、補正予算額約4兆3000億円を投入することで、雇用創出効果を20万人程度、雇用の下支え効果を150万人強と見積もった。具体的には、「復旧事業等による確実な雇用創出」（復旧事業の推進、雇用創出基金事業の拡充、予算額2兆5440億円）で雇用創出効果が20万人、「被災した方々の新たな就職に向けた支援」（特定求職者雇用開発助成金の拡充、職業訓練の拡充等、予算額158億円）で雇用下支え効果6万人、「被災した方々の雇用の維持・生活の安定」（雇用調整助成金の拡充、雇用保険の延長給付の拡充等、予算額1兆7369億円）で雇用下支え効果146万人としている<sup>(59)</sup>。

10月25日には、第3次補正予算・税制改正措置等での対応を行うフェーズ3が取りまとめられ、これによる雇用創出効果は50万人程度、雇用下支え効果は7万人程度と見積もられた。「地域経済・産業の再生・復興による雇用創出」（企業支援、農林水産業支援、地域包括ケアの推進等による地域づくり等、予算額5.7兆円）で雇用創出効果が35万人、「産業復興と雇用対策の一体的支援」（被災地雇用復興総合プログラム、復興特別区域制度の創設に伴う法人税に係る措置等、予算額0.4兆円）で雇用創出効果が15万人、「復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等」（人材育成の推進、雇用保険の給付の延長等、予算額0.1兆円）で雇用下支え効果が7万人となっている<sup>(60)</sup>。

## Ⅷ 今後の雇用対策と課題

### 1 ミスマッチへの対応

厚生労働省の集計では、被災を理由に離職した者や、無業者であって震災を理由として新たに求職活動をする被災有効求職者数は、平成23年6月3日において、被災3県で4万457人（岩手県7,698人、宮城県2万3,982人、福島県8,777人）となっていた。一方、被災者向け有効求人数は全国で4万1668人分となっているものの、被災3県に限った被災者向け有効求人数は、4,369人（岩手県605人、宮城県2,145人、福島県1,619人）で、全体の1割程度に過ぎなかった<sup>(61)</sup>。被災者の多くが希望する地元での求人数は非常に少なく、雇用のミスマッチが大きな問題となった。7月には3県とも新規求人倍率は1倍を超え、宮城、福島では全国平均を上回るなど復旧・復興事業の増加で求人は回復した。しかし、職種や待遇で求職者の希望との差が大きく、再就職は進んでいないと報じられた<sup>(62)</sup>。求人が建設業や運搬業など震災関連が中心で業種の広がり欠けるのもミスマッチの一因と言われている<sup>(63)</sup>。

阪神・淡路大震災でも、同様の状況が生じた。「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」（平成7年法律第20号）が制定され、被災地域で実施される公共事業について、40%以上を被災失業者から雇うことを義務付け、復旧

58) 『「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）』2011.4.5.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001usoq-img/2r9852000001lust1.pdf>〉

59) 『「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ2（第2段階）』2011.4.27.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001amjd-img/2r9852000001amno.pdf>〉

60) 『「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3（第3段階）』2011.10.25.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001sfqh-att/2r9852000001sfum.pdf>〉

61) 厚生労働省『震災による雇用の状況（速報値）』2011.6.8.

〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001euw8-att/2r9852000001ev2d.pdf>〉

62) 「被災求職者 就職2割 岩手・宮城・福島のハローワーク」『朝日新聞』2011.9.6, p.1.

63) 「被災地雇用 ミスマッチ 勤務地 求人9割が県外 職種 震災関連に偏る」『日本経済新聞』2011.6.1, p.3.

事業への被災失業者の雇用の促進が図られた。しかし、「建設・復旧」の事業に業種が限定され、被災者の希望と合わず、雇用には結び付かなかったと言われている<sup>(64)</sup>。

政府もこの点を認識し、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』第1段階（フェーズ1）においては、上述のように、当面の緊急総合対策の柱の一つとして「被災した方々としごととのマッチング体制の構築」を挙げている。被災地域の離職者に対する建設関連分野の職業訓練を拡充し、また、雇用創出基金事業を活用した被災者の雇用確保においても、「建設・復旧」事業に限定せず、被災者の多様なニーズに応えようとしている。

しかし、現在の対策には、課題も指摘されている。それは、雇用のマッチング機能をハローワークの機能強化で行おうとしている点である。ハローワークが収集・紹介する求人情報のみでは、雇用のミスマッチを解消することは難しい。また、復旧・復興事業で生じる雇用は、日々変化することが予想される。これらは、人材派遣業など民間事業者が得意とする分野であり、民間の力を借りながらマッチング機能を強化するべきだと言われている<sup>(65)</sup>。

## 2 女性の就職難

平成23年11月における被災3県の失業手当受給者は6万4232人であった。男女別にみると、男性が2万6631人であるのに対し、女性が3万7601人と、男性の1.4倍となっていた<sup>(66)</sup>。被災直後の4月では、ほぼ同数（男性2万6085人、女性2万6966人）であったが、5月以降、女性の失業手当受給者数の比率が増加し、被災地における女性の就職の厳しさが浮き彫りとなった。

この一因として、復興需要などで被災地の求人は増えているものの、建設、土木関係など男性が就きやすい業種が多く、震災前に女性が多く働いていた水産加工業の復旧が遅れていることが挙げられている<sup>(67)</sup>。また、津波で流されて車がない、仮設住宅が遠いなど、女性の就職先も、働ける時間も限られてしまうと言われている<sup>(68)</sup>。失業手当が切れ始めているなか、女性向けのきめ細やかな雇用対策が課題となっている。

## 3 中長期的な雇用対策

失業給付や雇用調整助成金の特例措置、雇用創出基金事業を活用した自治体による雇用などは、当面の雇用対策として有効である。しかし、これらは時間稼ぎに過ぎない。その先に繋がる本格的な地元産業の復興への道筋をつけないと、被災地域から人がいなくなると懸念されている<sup>(69)</sup>。阪神・淡路大震災の教訓として、「復興需要は一時的に景気を良くし雇用を生み出すが、数年後一巡すれば雇用需要は減少する」、「復興後の環境変化を見越した産業基盤整備でなければ、構造的に雇用を失う恐れがある」ことが挙げられている<sup>(70)</sup>。地域の実情を見据えた中長期的な復興ビジョンを描き、既存産業の高度化、新規産業の参入を進めることで、雇用の受け皿となる産業基盤を構築しなければならない<sup>(71)</sup>。農林水産業、製造業、観光資源を生かしたサービス業をより進化させて復旧を急ぐ、あるいは、太陽光発電などの再生可能エネルギーの一大

(64) 羽柴修「大震災と雇用対策」『労働法律旬報』No.1401, 1997.2.10, pp.36-39.

(65) 永松 前掲注(37), p.25.

(66) 前掲注(6)

(67) 「東北3県 女性就職難 失業手当受給、男性の1.4倍 昨年11月」『日本経済新聞』2012.1.23, 夕刊, p.15.

(68) 西村宏治「記者有論 被災地の雇用 女性への細かい支援必要」『朝日新聞』2011.11.30, p.14.

(69) 「働きたい 働けない 「地元で」… 雇用ミスマッチ」『朝日新聞』2011.5.2, p.5.

(70) 日本総合研究所 前掲注(2), p.6.

(71) 同上

拠点を創設するなど、産業の高度化、高付加価値化を進める必要がある<sup>(72)</sup>。そのためには、どのような職業訓練が求められるのかを見極め、その分野の訓練を充実させ、労働力が円滑に移行する対策も必要である。

また、今回の震災は、過去の震災に比べられないほど広範囲にわたっており、地域の産業が復興し、新産業が創出されてもなおカバーしきれない失業が生じ、被災地域外へ転出せざるを得ない人が大量に生じることが懸念されている<sup>(73)</sup>。これには、今後とも被災者採用企業への支援の継続や、全国的なマッチング対策のさらなる強化、転職に必要なスキル獲得のための訓練機会の提供などが必要となろう<sup>(74)</sup>。また、若年層や大卒者が地域外への転出の中心となり、中高年や非大卒者の一部は被災地域にとどまる可能性が高い<sup>(75)</sup>。このため、観光などの地場産業、NPOによるコミュニティビジネスなど、年齢や学歴で制限されにくい産業の育成が重要であると指摘されている<sup>(76)</sup>。

## おわりに

政府の東日本大震災復興構想会議（議長・<sup>いおきべまこと</sup>五百旗頭真 防衛大学校長）が平成23年6月25日に出した提言<sup>(77)</sup>では、当面の必要な雇用対策として、失業給付の要件の緩和や給付期間の延長、雇用調整助成金の弾力的な運用、マッチング機能の拡充などを挙げるが、本格的な安定雇用には、被災地における産業の復興が必要としている。失業給付や雇用調整助成金などは当面の対策として欠かせないが、根本的には産業の復興なくして、雇用の復興はありえないからである。より安定的で、かつ労働条件の良い雇用を求めるなら、この地域の従来の産業の復興のみならず、より高い付加価値を生む新産業の創出を刺激しなければならない。それには、高度な産業を担う人材の育成や職業訓練の充実が求められる。平成23年度の第1次、第2次、第3次補正予算による震災関係費は約15.2兆円、平成24年度予算案では約3.2兆円が計上されている。また平成23年12月には、土地利用の規制緩和や新規立地企業の5年間の法人税免除などを認める東日本大震災復興特別区域法も成立した。被災地では、失業手当の切れる人が出始めており、これらをいかに活用し、スピード感のある施策が実行できるかが課題となろう。

(72) 「Interview 清家篤 慶応義塾長、東日本大震災復興構想会議委員（特集 揺らぐ職 — 「被災雇用」をどう立て直すか）」『週刊ダイヤモンド』2011.6.4, p.45.

(73) 野村総合研究所・震災復興プロジェクトチーム『震災復興に向けた緊急対策の推進について 第9回提言 震災による雇用への影響と今後の雇用確保・創出の考え方(2)』2011.4.22, p.4.  
([http://www.nri.co.jp/opinion/r\\_report/pdf/201104\\_fukkou9.pdf](http://www.nri.co.jp/opinion/r_report/pdf/201104_fukkou9.pdf))

(74) 同上, pp.20-22.

(75) 東日本大震災後から平成23年12月までに、被災3県の沿岸部と原発事故の避難が続く計45市町村の人口が、震災による死亡も含めて6万5000人減少し、うち8割が30代以下の世代であると報じられている。「被災地人口 6.5万人減 45市町村 8割が30代以下」『朝日新聞』2012.1.10, p.1.

(76) 大竹文雄「ゼミナール 復興への経済戦略⑩ 地域の労働力 若い働き手の一部流出不可避」『日本経済新聞』2011.8.3, p.25.

(77) 東日本大震災復興構想会議『復興への提言～悲惨のなかの希望～』2011.6.25.  
(<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/fukkouhenoteigen.pdf>)